HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	帝政期都市ローマにおける消防活動と社会的地位 : 消防隊とウィクス
Author(s)	本間, 俊行
Citation	西洋史論集, 10, 1-17
Issue Date	2007-04-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37474
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_1-17.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

帝政期都市ローマにおける消防活動と社会的地位
――消防隊とウィクス――

本間　俊行

はじめに

ローマは、イタリア半島の一都市国家から出発し、数世紀にわたる変遷を経て、前一世紀までに地中海に冠たる世界帝国に成長した。この広大な帝国の統治機構を担ったのは、さまざまな国家の官職を占めた元老院議員や騎士である。しかし、その版図に比して帝国の行政機構は小規模なままであり、円滑な統治のためには帝国の細胞たる諸都市の存在が不可欠であった。諸都市の自治を担ったのは参事会員であり、彼らは地方名望家として都市にさまざまな寄与を行っていた。これらの帝国・地方エリート（元老院議員、騎士、参事会員）が、帝国統治においてそれぞれ重要な役割を果たしていたことは疑いえない。しかし、よりミクロな視点で眺めれば、個々の都市共同体の社会生活に加わっていた、より幅広い人々の存在もまた無視しえない。

近年の諸研究が明らかにしているように、地方都市における第二の「身分（ordo）」を形成した皇帝礼拝委員（seviri, Augustales）や、政務官を補佐した書記などの下僚（apparitores）、あるいは有力家族に属する女性などもそれぞれに重要な役割を果たしていた。[1] 筆者が主要な検討対象とする組合（collegia）に対する近年の関心の高まりも、一面ではこのような都市中間層の実態を明らかにしようとする研究動向のなかに位置づけられる。[2]

旧稿では、[3] このような研究動向を念頭に、帝国西半部の諸都市で特に重要であったとされる三種類の組合、いわゆる「三つの組合（tria collegia）」を取り上げ、これらの組合が「消防団」（fabri, centonarii）と祭祀団体（dendrophori）であったとの結論を出した。また、このような特質をもつ「三つの組合」が、都市中間層と呼びうるような、比較的富裕な平民から構成されていたとの見通しを示した。これら組合構成員が、参事会員と皇帝礼拝委員に次ぐ、平民一般から区別される社会的地位を獲得した要因は、消防活動とキュベレ祭祀という公共的役割を果たしていたことである。これらの役割は従来、職業活動と関連する公共奉仕としてのみ理解されてきたが、都市平民が社会的地位

を得るための手段ともなっていた側面は見過ごされるべきではない。そしてまた、組合の有するこのような多様な役割と、そこから照射される社会構造を検討することによって、より豊かな社会像が得られるように思われる。

ところで、公共的活動が都市平民にとって社会的地位を得る手段となっていたという見方は、都市ローマにおいても同様に想定されるであろうか。帝政期の都市ローマは、いうまでもなく皇帝が拠点をもつ帝国の首都であり、アウグストゥス時代には首都行政のための役職が複数新設され（cf. Suet. Aug., 37,1）、はやい時期から行政機構が整備された場所である。また、地方都市における参事会員にあたる元老院議員は帝国随一の富裕者であり、都市平民との社会的格差は地方都市におけるそれよりはるかに大きかったであろう。これらのことから一見して、ローマにおいて都市平民に期待される役割は小さく、また彼らが社会的地位を得る可能性も低かったように思われる。そこで本稿では、旧稿との関連から消防活動に焦点を合わせ、都市ローマではどのような像が得られるのか検討してみたい。

都市ローマにおいて、消防活動に関わっていたのは、消防隊（cohortes vigilum）とウィクス（vici）という二つの組織である。

後六年から後四世紀後半にかけて、都市ローマには常設の消防隊が存在した。前近代においては珍しいこの組織の創設にいたる経緯は、次のように説明される。[4] 共和政末期に市内には建物が密集しており、それに伴って火災の被害が増加していたが、一年任期でアマチュア的な政務官ではそれに対処することができず、都市住民の生活は大きな危険に晒されていた。このような共和政期の欠陥は、ローマ最大の権力者にして民衆の唯一のパトロンとなったアウグストゥスが、近衛隊（cohortes praetoriae）、都警隊（cohortes urbanae）と同様に首都駐屯部隊の一つである消防隊を創設することで改善されることになる。すなわち通説は、共和政期から帝政期への公秩序のありかたの転換期における、アウグストゥスの創設した部隊の役割を重視し、その文脈で消防隊の創設を捉えているのである。他方で、都市ローマの地縁的組織であるウィクスの消防活動については、アウグストゥス時代の一時期に限定されたこととされ、消防隊の発足後にウィクスが消防活動において果たした役割について触れられることはなかった。

日常生活に対する社会史的関心の高まりを受けてか、近年になって古代ローマにおける消防活動に関する研究が相次いで刊行され、消防用具、消防隊の詰所、消火のための水利設備などの詳細が明らかにされている。[5] このなかでも現在のところ最も重要な研究は、サブレイロール（R. Sablayrolles）の大著である。[6] 彼は、消防隊員のプロソポグラフィー的研究に大部分を割きつつ、消防隊に関する網羅的研究を著した。それとともに、消防活動におけるウィクスの役割についても新たな知見を提供している。他方で、消防活動を扱ったものではないが、ロット（J. B. Lott）が近年著したウィクスに関する研究は、アウグストゥス時代のウィクスに生じた変化の一因として都市行政における役割に着目している。[7] 本稿では主にこの二つの研究に依拠しつつ、帝政前期におけるこれら二つの組織についての分析を通して、消防活動がそこに関わった人々の社会的地位にどのような影響を与えたのか

について検討していく。

注

（1）N. Purcell, The *apparitores*: A Study in Social Mobility, *PBSR* 51, 1983, pp. 125-173; B. Cohen, Some Neglected *ordines*: The Apparitorial Status-Groups, in C. Nicolet (éd.), *Des ordres à Rome*, Paris 1984, pp. 23-60; A. Abramenko, *Die municipale Mittelschicht im kaiserzeitlichen Italien: Zu einem neuen Verständnis von Seviratund Augustalität*, Frankfurt am Main 1993; E. P. Forbis, Women's Public Image in Italian Honorary Inscriptions, *AJPh* 111, 1990, pp. 493-512; E. A. Hemelrijk, City Patronesses in the Roman Empire, *Historia* 53-2, 2004, pp. 209-245; A. Sartori e A. Valvo (a cura di), *Ceti medi in Cisalpina: atti del colloquio internazionale 14-16 settembre 2000 Milano*, Milano 2002.

（2）近年の組合に関する研究については、J. S. Perry, *The Roman Collegia: The Modern Evolution of an Ancient Concept*, London/Boston 2006, pp. 191-213 参照。

（3）拙稿「ローマ帝政前期における組合と都市社会―「三つの組合（tria collegia）」を手がかりに―」『史学雑誌』一一四-七、二〇〇五年、三七～五八頁。旧稿執筆時には利用できなかった「三つの組合」を扱った研究としては、以下のものがある。

R. Lafer, Omnes collegiati, ‹concurrite›! *Brandbekämpfung im Imperium Romanum*, Frankfurt am Main 2001; J. Liu, *Occupation, Social Organization, and Public Service in the* Collegia Centonariorum *in the Roman Empire(First Century BC - Fourth Century AD)*, Ph. D. Dissertation, Columbia University 2004. ラファーは、「三つの組合」は同職組合であると主張し、さらに消防活動を行った同職組合として utric(u)larii, scabillarii, subrutores cultores Silvani を挙げている。リュウは、centonarii は織物業者の組合であり、軍隊や都市への織物の供給に重要性があったと主張している。

（4）消防隊に関する研究は一九世紀にまでさかのぼることができるが、基礎的研究としては、P. K. Baillie Reynolds, *The Vigiles of Imperial Rome*, Oxford 1926 が挙げられる。その他に、E. Echols, The Roman City Police: Origin and Development, *CJ* 53, 1958, pp. 377-385; J. S. Rainbird, The Fire Stations of Imperial Rome, *PBSR* 54, 1986, pp. 147-169; O. Robinson, Fire Prevention at Rome, *RIDA* 24, 1977, pp. 377-388; W. Nippel, Policing Rome, *JRS* 74, 1984, pp. 20-29; id., *Public Order in Ancient Rome*, Cambridge UK 1995.

（5）S. Capponi e B. Mengozzi, *I vigiles dei Cesari: L'organizzazione antincendio nell'antica Roma*, Roma 1993; Lafer, *op. cit.*; K. Wallat, Sequitur clades. *Die Vigiles im antiken Rom: Eine zweisprachige Textsammlung*, Frankfurt am Main 2004.

（6）R. Sablayrolles, Libertinus miles: *Les cohortes de vigiles*, Paris 1996.

（7）J. B. Lott, *The Neighborhoods of Augustan Rome*, Cambridge UK 2004.

I　消防隊

消防隊の全体像について触れることは筆者の手にあまることであり、また本稿の関心からしてその必要もないであろう。そこで以下では、創設に至るまでの経緯、編成と消防隊員の出自の二点についてこの組織を検討していく。

一　創設に至るまでの経緯

消防隊に関してまとまった情報を提供する、『学説彙集』に収録

された、法学者パウルスの「消防隊長官の職務に関する単巻書」(Dig. 1, 15,1) は、消防隊の前史として共和政期の消防体制に言及している。その説明にしたがうと、共和政期には、夜警担当三人役 (triumvir nocturnus)、アエディリス、護民官という政務官が消防活動を担当し、市門や市壁のまわりに配置された公有奴隷 (familia publica circa portam et muros disposita) を指揮していた。[1] さらに、三人役の補佐役として夜警任務を行っていた、下級政務官 (quinquevir uls cis Tiberim) も存在した。状況が深刻な場合には、コンスルも火災現場に臨場する必要があったようである。キケロはL・カルプルニウス・ピソに対する弾劾弁論のなかで、クロディウスらによって自邸に放火されたとき、当時コンスルであったピソが何も対処しなかったことを指摘し、「一体この都市でコンスルが駆けつけなかった、これ以上大きな火災がかつてあったであろうか?」(Cic. In Piso, XI, 26) と非難している (ただし、ピソ自身が放火に荷担したとも糾弾しているが)。

以上のように、共和政期には数多くの政務官が消防活動に関わっていた。[2] サブレイロールは、共和政期の消防体制について、消防手段 (とりわけ人員) の不足、明確な責任分担の欠如、野心的な人物が消防活動を人気取りに利用する可能性という、三つの欠陥があったと指摘する。[3] 共和政末期において、火災が実際に深刻な問題になっていたことは、三頭政治家であるクラッススの利殖方法に示されている (Plut. Crassus, 2, 5)。クラッススは、都市の稠密化と火災の多発という状況をみてとると、火災に遭った家屋やその隣家を購入し、自らの地所を殖やしていった。所有者たちは、恐れと不安のためにクラッススに安価で家屋を売り渡したという。ただし、これら三つの「欠陥」はアウグストゥスによる消防体制改革からの推測で導き出したものであり、共和政期の消防体制における本質的な欠陥とみることはできない。

パウルスは共和政期の消防体制について概略を示したあと、「最後に (deinde)、神君アウグストゥスは自らこの問題に対処することを選んだ」、「なぜなら皇帝以外の何者も国家の安寧を擁護することは相応しくなく、また他の者では十分にこれが果たせないと信じたからである」と記し、消防隊の創設へと話をつなげている。しかし実際には、アウグストゥスは三〇年近くにおよぶ期間に、消防体制に関わる計三回の措置を講じた。

その直接の契機を作ったのは、アウグストゥス治世初期の陰謀者として知られる、M・エグナティウス・ルフス (M. Egnatius Rufus) である。ウェッレイウス・パテルクルスとカッシウス・ディオの伝えるところによれば、エグナティウスの行動はおおよそ次のようなものであった (Vell. II, 91, 3-4; 92, 1-5; Cass. Dio LIII, 24, 4-6)。

エグナティウスはアエディリス在職中に、私設の消防団を編成した。彼の消防団は、ウェッレイウス・パテルクルスによれば「私有奴隷」から、カッシウス・ディオによれば「自らの奴隷と雇われた奴隷」から構成されていた。彼はこの消防活動によって民衆の評判を博し、それを足がかりに法律に反してプラエトル職への当選を果たす。民衆の後押しを受けて増長したエグナティウスは、さらにコンスル当選も目指すが、選挙を主宰していたその年のコンスル (C・センティ

ウス・サトゥルニヌス）によって阻まれる。最終的に、彼は仲間を集めてアウグストゥスの暗殺計画を企図するが、失敗し獄中死する。

パウルスは、共和政期には政務官による消防活動と並んで、私有の奴隷集団（familia privata）による有償・無償の消防活動も存在したと記しており、エグナティウスの消防団組織それ自体は異例のことではない[4]。この過程のなかで注目すべきは、エグナティウスが消防団を組織することで民衆の人気を獲得し、それを受けてアウグストゥスが消防体制の改革に取り組んだという点である[5]。しかし、これらの事件のクロノロジーについては論争がある。

まず、カッシウス・ディオによれば、アウグストゥスは高級アエディリスに消防活動を行うように命じ、六〇〇名の公有奴隷を配属させている（Cass.Dio LIV,2,4）。ただし、カッシウス・ディオは、アウグストゥスは前二六年に高級アエディリスに消防活動を行うように指示し、前二二年に公有奴隷から構成される消防団を編成したと記している。すなわち、アウグストゥスの措置は二つの別個の出来事として扱われているのである。これに対してサブレイロールは、表現の類似性から、カッシウス・ディオの描くアウグストゥスの二つの措置は、実際には前二二年に行われた同一の措置であったとしている[6]。

次に、エグナティウスがアエディリス職を務めた（つまり私設消防団を組織した）年と、アウグストゥスによる措置の前後関係に関して[7]。レイノルズは、エグナティウスのアエディリス職（消防団の編成）は前二〇年、つまりアウグストゥスによる公有奴隷の消防団編成（前二二年）以後のことで、それゆえエグナティウスの活動は「大法螺、デマゴーグ的、アウグストゥスに対する侮辱（braggadocio and demagogism, and an insult to Augustus）」にすぎないと酷評している[8]。これに対して、サブレイロールはエグナティウスの消防団組織は前二二年の出来事であったと論じている[9]。エグナティウスの経歴にまつわる年代に関する問題について、本稿で結論を出すことはできないが、アウグストゥスの措置がエグナティウスの活動に対する反応として行われたというディオの記述を信用すれば、エグナティウスの消防団編成が先にあり、それがアウグストゥスの消防体制改革を促したという前後関係それ自体は動かないように思われる。

サブレイロールは、エグナティウスの活動はいわゆるエヴェルジェティズムの一環であるが、競技会（ludi）の開催ではなく、消防活動という「直接的に有益な分野」で行った点に独自性があったと評価している[10]。しかし、競技会との対比より、同じく「有益な分野」と考えられる穀物配給におけるアエディリスの役割と対比するほうが、その性格がより良く捉えられるように思われる。宮嵜麻子氏の知見によれば[11]、アエディリスは職務として市場監督権限を有し、穀物配給はその職務行為と名望家としての恩恵行為の両義的なものであった。しかし、前二世紀末の政治闘争の過程で穀物配給は次第に制度化され、個人の恩恵行為としての側面を喪失していく。最終的に、「穀物供給に対する配慮（cura annonae）」は皇帝の重要な責務に組み込まれ、この責務を実行するための行政機構が整備されていく。これに対し、消防活動はエグナティウスにより前二〇年代に至って俄かに政治問題化した。すなわち、消防活動はアウグストゥス時代初期においてなお元老

院議員に残された「競争的政治文化」の領域であり、エグナティウスの選択はその隙間を巧みについたものであったとみることができる。そのため、消防活動も皇帝の権力基盤に関わる政治問題となり、皇帝権力が取り組むべき新たな責務となっていくのである。

前二二年における措置の目的の一つは、消防活動にあたる公有奴隷の実人員の増加である。カッシウス・ディオの記述からはこの「六〇〇名」が増員数か総員数か判然としないが、サブレイロールが指摘するように、どちらにせよこの人数がそれ以前に消防活動を行っていた公有奴隷に比べて特筆に価するほど多かったことは確かであろう[12]。それとともに、アウグストゥスは第二のエグナティウスの出現を防ぐために、消防活動の責任者がアエディリスであることを規定して、その活動が民衆に対する恩恵ではなく職務行為であることを明確にした。このときにとられたアウグストゥスの措置は、共和政以来の体制の延長上にとどまっていた。

本稿の課題にとってより注目されるのは、アウグストゥスによる消防体制改革の二回目と三回目にあたる、前七年と後六年の改革の関係である。前七年に、大火災の発生を受けて、アウグストゥスは都市を一四のレギオ（regiones）と二六五のウィクスへ編成するとともに、アエディリスが指揮していた公有奴隷をウィクス長に配属させ、消防活動を任せた（Cass. Dio LV, 8, 6-7）。だが、後六年に再び大火災が起こったため、消防隊が創設された。アウグストゥスの行ったこのような三回の改革全体は、より効率的な体制を築くための試行錯誤と、元老院の反発を警戒するアウグストゥスの慎重な政策姿勢の結果であると解釈されている。確かに、改革を行う契機となったのは火災の発生であり、そのため消防体制の欠点が露呈したことが新たな改革を促したという解釈も、完全には否定できない。また、公有奴隷をウィクス長が指揮する体制（前七年）への改革は、高級アエディリスが公有奴隷を指揮する体制（前二二年）からの、文字通りの改革として理解することができる。しかしながら、後六年の措置も同じような「改革」として理解されるべきではない。というのも、カッシウス・ディオによれば、アウグストゥスは当初、消防隊をすぐに解散するつもりであったと伝えているからである（Cass. Dio LV, 26, 4）。消防隊が創設当初は後六年の火災に対応して編成された臨時的なものであるならば、この年の改革をもってウィクスが消防活動において消防隊に完全に取って代わられたと考える必要はない。だが、これについては次章で扱うこととし、以下では消防隊についてさらにみていく。

注

（1）夜警担当三人役と頭格担当三人役が同一の役職であるのか異なる役職であるのかについて議論があるが、この問題について、サブレイロール（*op. cit.*, pp. 12-16）も最終的な結論は留保している。護民官は直接的に消防活動を行ったわけではなく、消防活動や夜警を怠った夜警担当三人役を民衆のまえで告発する立場にあったようである（Val. Max. VIII, 1, damn., 5-6）。

（2）このような体制の一例としてしばしば引かれるのは、前一八六年のバッカナリア事件における治安体制である。バッカス信者の陰謀が発覚したことを受けて、元老院から問題解決を任されたコンスルは、「都市に対する夜警の配慮を下級の政務官に委任した」（Liv.

XXXIX, 16, 12)。具体的な役割については、Liv. XXXIX, 14, 10 参照。

(3) Sablayrolles, *op. cit.*, pp. 21-24.

(4) Lott, *op. cit.*, pp. 119-120.

(5) ロット (*ibid.*) は、エグナティウスが伝統的にウィクスと関連の強いアエディリス職在職中に民衆の人気を得たことを重視し、史料的根拠はないものの、彼の政治活動とウィクスの関連を指摘している。

(6) Sablayrolles, *op. cit.*, p. 9 (n. 10).

(7) エグナティウス・ルフスの経歴の年代に関する議論については、P. Badot, À propos de la conspiration de M. Egnatius Rufus, *Latomus* 32, 1973, pp. 606-615 参照。

(8) Reynolds, *op. cit.*, p. 21.

(9) Sablayrolles, *op. cit.*, p. 9 (n. 10).

(10) *Ibid.*, p. 22.

(11) 宮嵜麻子「ローマ共和政末期の穀物供給政策」『西洋史学』一九三、一九九九年、二三〜四四頁。同「アウグストゥス期における都市ローマの穀物供給制度」『古代文化』五一 - 九、一九九九年、一九〜三一頁。

(12) Sablayrolles, *op. cit.*, pp. 21-22.

二　編成と構成員

火災に関する記述において、消防隊が実際に消防活動を行う場面が描かれることは少ない。しかし、消防隊の主要な任務が消火活動と夜警であったことは疑いない。vigiles（単数形 vigil）は「夜番」を意味し、共和政期における夜警隊（vigilia）の発展形態とみることができる。騎士身分である長官でさえも、「一晩中見回りを行い、鉤とツルハシを携えて、靴を履いて巡回をしなければならない」(Dig. I, 15, 3, 1) とされていた。

歴史記述において消防隊の活動が記されることはないものの、その様子は文学作品から窺うことができる。『サテュリコン』の有名な「トリマルキオの饗宴」は、「近隣の地区を巡回していた消防隊が、トリマルキオの邸宅が火災に遭っていると考え、突然戸を打ち破り、水と斧とをもって職権のもとに騒動をはじめた」(Petr. 79) ところで終幕となる。護教作家のテルトゥリアヌスは、非キリスト教徒の貪欲さを指摘するなかで、「（調理のために盛大に焚かれた）セラピスの会食の煙に sparteoli が呼び寄せられる」と記している (Tert. Apol., XXXIX, 15)。この sparteolus という消防隊のあだ名の起源については諸説あるが、レイノルズによれば「バケツの輩 (the little bucket fellows)」とでもなる表現である。[1] 料理の煙に呼び寄せられる消防隊という同じモチーフは、セネカの書簡にもみられる (Sen. Ep., 64, 1)。

消防隊は夜警・火災予防という職務から派生して、消防用具の監督に関わる家屋の臨検や水利施設の管理、浴場での盗難防止など、多様な職務を果たすようになる。消防隊の「警察」的な権限を示しているのは、次の一節である。「消防隊長官は、放火犯、押込、強盗、盗人、隠匿者について審理する」(Dig. I, 15, 3, 1)。セプティミウス・セウェルス帝期には、逃亡奴隷の探索という任務も加わった (Dig. I, 15, 4)。消防隊の活動の様相は、プリンキパレスやインムネスに分類される特定任務に関わる隊員の肩書きからも窺うことができる。軍団や他の首

都駐屯部隊にも共通する、長官・副長官・大隊長・百人隊長それぞれの部局（officium）の運営や、長官の司法権限に関わるものに加え、消防活動に関わる肩書きとして鉤担当（uncinarius）、武器担当副官（optio armorum）、消防用水担当（aquarius）、ポンプ担当（siphonarius）などが挙げられる。(2)

消防隊は、騎士身分の長官を頂点に、七箇大隊（各大隊は七箇の百人隊からなる）から構成されていた。トラヤヌス帝期には、長官の司法的職務を補佐するために副長官が任命される（CIL. VI, 221）。ただし、発足当時から消防隊が大隊・百人隊からなる部隊編成をとっていたのかは定かではない。創設当初の消防隊については次章で詳しく扱うが、サブレイロールは、消防隊をこのように組織化したのはティベリウス帝ではないかと推測する。(3) 最初の長官と百人隊長が確認されるのはティベリウス帝期であり、最初の大隊長が確認されるのはネロ帝期である。(4) むろん、史料が存在しないことのみから、実体の不在を想定することは危険であろう。しかし、都警隊と近衛隊には与えられたアウグストゥスによる遺贈金を、消防隊は受け取ることができなかったが、ティベリウス帝の遺贈においては他の二部隊と同様の扱いを受けている（Suet. Aug., 101, 2; Cass. Dio LIX, 2, 3）。ここから、アウグストゥス時代からティベリウス時代にかけて、消防隊の位置づけに変化があったことが窺われる。

消防隊は、前七年に導入された、ローマ市の一四レギオ制と密接に関連していた。消防隊が七箇大隊から構成され、各大隊が二つのレギオを担当し、そこに詰所（excubitoria）を有した。スエトニウスは「首都の領域をレギオとウィクスに分け、レギオをその年の政務官が籤引きにより（担当し）、ウィクスをその近隣の平民から選ばれたマギステルが担当するように定めた。火災に備えて、夜警と消防隊を創設した」（Suet. Aug., 30, 1）と記し、ローマ市制と消防隊の関連性を示している。(5)

なお、消防隊は近衛隊および都警隊に比べて劣格に置かれていたが、状況によってはこの二つの部隊と同様に政治的事件に関与することもあった。そのことを予兆させる出来事は、後三一年の近衛隊長官セイアヌス失脚事件に関連して起きている。護民官職権を与えるという名目で、セイアヌスが、元老院が開催されているアポロ神殿に呼び寄せられたとき、その神殿の警備にあたったのは消防隊であった。このあいだ、近衛隊は郊外にとどめおかれ、のちに事情を知った彼らは、皇帝に忠誠を示す点で消防隊にひけをとったことに憤慨したという（Cass. Dio LVIII, 9-12）。さらに、ネロ帝の失脚後に皇帝権力が不安定な状況に陥ると、近衛隊や都警隊とともに、消防隊は首都における重要な「兵力」の一つと目される存在となった（eg. Tac. Hist., III, 64）。

消防隊員は三世紀初頭に至るまで、軍・民の両義的性格をもつ存在であった。ウルピアヌスは「（艦隊兵と）同様に消防隊員も兵士である」（Dig. XXXVII, 13, 1, 1）と説明している。このような説明がわざわざなされていることから、消防隊員が兵士と認められたのは、ようやくセウェルス朝期においてであったことが読み取れる。(6) 消防隊員のこのような扱いは、以下にみていく消防隊員の法的地位に関わってい

る。

消防隊の特徴の一つは、被解放自由人から構成されたことである。[7] レイノルズはこの理由として、アウグストゥスの政治的配慮を挙げている。消防活動はかつて「奴隷の仕事（a servile occupation）」であったため、出生自由人に任せることはできなかった。しかし、訓練された大規模な奴隷集団を編成すれば、奴隷反乱を引き起こす危険性があった。それゆえ、出生自由人と奴隷の中間に位置する、被解放自由人が適任であったという。また、専制的にみられることを慎重に避けたアウグストゥスにとって、被解放自由人の部隊はその非軍隊的性格（non-military character）を強調するうえでも必要な選択であった、と。[8]

この推論の妥当性を否定する必要はないが、被解放自由人が選ばれた根拠の一つとして挙げられる消防活動の評価については、なお一考を要するように思われる。アウグストゥス帝期にさかのぼるとされる碑文には、「第六近衛隊の兵士に、オスティア市民は埋葬地を提供し、公式の葬儀を挙行することを決議した。彼は火災を鎮圧するために（in incendio restinguendo）死去したからである」（CIL. XIV, 4494）と記されている。また、クラウディウス帝はオスティアとプテオリに「それぞれ一箇大隊を火災鎮圧のために配置した」（Suet. Cl., 25）と伝えられるが、このときオスティアに派遣されたのは、おそらく消防隊ではなく都警隊であった（消防隊の分遣隊が駐屯するようになったのはフラウィウス朝期以降とされる）。[9] 消防活動が過酷で危険な職務であることは確かであるにしろ、近衛隊や都警隊も消火活動に参加していたことからして、それを「奴隷の仕事」であると即断することはできないように思われる。

サブレイロールは、レイノルズの指摘する消極的理由に加え、アウグストゥスが消防隊員として被解放自由人を採用した積極的理由として、同帝が行った奴隷解放政策との関連を指摘している。[10] アウグストゥス時代には一連の奴隷解放立法により、被解放自由人がローマ市民権を取得するための条件が新たに設定し直され、たとえば非公式な手段で解放された奴隷や、三〇歳以下で解放された奴隷は、ローマ市民権ではなくラテン権を取得するにとどまった。このようないわゆるユニウス・ラテン人の財産は、死亡時に元主人に帰属するため、彼らは経済的に不利な立場に置かれることになった。このような奴隷解放によるローマ市民権取得の厳格化の一方で、アウグストゥスは被解放自由人が活躍する場を用意したのである、と。

ユニウス・ラテン人の地位にある被解放自由人は、皇帝からの恩恵、再解放、理由証明といった手段に加え、船舶の建造（クラウディウス帝期）、家屋の建築（ネロ帝期）、パン製造（トラヤヌス帝期）という貢献に対する報酬としてローマ市民権を獲得することができた。[11] 消防隊勤務によるローマ市民権取得は、以上の手段に比べてはやい後二四年のウイセッリウス法（lex Visellia）によって定められ、消防隊員は六年間の勤務（のち元老院決議により三年間に短縮）により、ローマ市民権を取得できることになった（Ulp. 3, 5; Gai. I, 32c）。[12] このことは、都市ローマのために消防活動を行うことが、ローマ市民権に値する公共的活動として認められていたことを示している。

「被解放自由人の兵士」と呼ばれた消防隊に、二世紀中葉以降、出

生自由人の存在が確認されるようになる（初出例はオスティア分遣隊員の一六六年の名簿（CIL. XIV, 4499））。カッシウス・ディオの時代には、「もはや被解放自由人だけからではなく、他の人々からも人員供給される」（Cass. Dio LV, 26, 5）ようになった。サブレイロールのプロソポグラフィー的研究にしたがえば、二世紀にはイタリア諸都市出身の出生自由人の隊員が多くなり、さらに三世紀初頭にはアフリカや東方などの出身者が増加していた。[13]

このような構成員の出自の拡大化に伴って意味をもつようになったのは、消防隊員に認められたもう一つの特権である、公的な穀物配給（frumentum publicum）の受給資格付与である。[14] 消防隊員の名簿には「公的な穀物配給を受けた（f(rumentum) p(ublicum) a(ccepit)）」ことが記されており、彼らにとってこの特権が重要な意味をもっていたことを窺わせる（cf. AE. 1912, 230; 239）。消防隊への入隊以前にすでにローマ市民権をもつ構成員が増加したため、ローマ市民権の付与がもはや特権とならない構成員が増加していた。この特権のもつ意味として、サブレイロールは「地理的出自や以前の法的地位が何であれ、ローマ市のローマ市民と同等になった」[15]ことを挙げる。すなわち、地方都市の出身者が首都において消防活動を果たすことを通じて、都市ローマにおける特権的な地位すら手にすることができたのである。

注

（1） sparteolus については、Reynolds, *op. cit.*, p. 14; Sablayrolles, *op. cit.*, p. 356 (n. 989); Lafer, *op. cit.*, p. 122 (n. 470).

（2） Sablayrolles, *op. cit.*, pp. 207-243.

（3） *Ibid.*, pp. 37-38.

（4） 史料的に確認される最初の消防隊長官（AE. 1957, 250）は、後三一年以前の名前不詳人物であるが、おそらくティベリウス帝期に位置づけられる。大隊長の場合はティベリウス帝期の名前不詳の人物（CIL. XIV, 3947）、百人隊長はティベリウス帝期末の人物である（CIL. XI, 6224）。

（5） 毛利晶「紀元前六四年の元老院決議とコンピターリアの担い手たち」『史学雑誌』一〇三－三、一九九四年、二一頁。

（6） Reynolds, *op. cit.*, p. 66; Sablayrolles, *op. cit.*, p. 340.

（7） ストラボンは消防隊の構成員を被解放自由人と呼び（Strabon, V, 7）、スエトニウスも同様に、消防隊員を「被解放自由身分の兵士（libertino milite）」と表現している（Suet. Aug., 25, 2）。

（8） Reynolds, *op. cit.*, p. 23.

（9） オスティアの消防体制については、R. Meiggs, *Roman Ostia* (2), Oxford 1973, p. 75; Reynolds, *op. cit.*, p. 111.

（10） Sablayrolles, *op. cit.*, pp. 35-37.

（11） ユニウス・ラテン人のローマ市民権取得については、赤井伸之「Latini Iuniani 考（一）」『法と政治』（関西学院法政学会）二五－二、一九七四年、一六一～一六七頁。A. M. Duff, *Freedmen in the Early Roman Empire*, Oxford 1928, pp. 140-142.

（12） サブレイロールの分析（*op. cit.*, pp. 41-42）によると、史料的に判明する消防隊員の入隊時の年齢（一七歳から二五歳のあいだ）から考えれば、消防隊員の大部分がユニウス・ラテン人であった可能性が高いという。

（13） Sablayrolles, *op. cit.*, pp. 178-205.

（14） *Ibid.*, pp. 330-333.

（15） *Ibid.*, p. 331.

Ⅱ　ウィクス

ウィクスはローマの地縁的組織であり、この組織の世話役を務めたのは、構成員によって選出される、ウィクス長（一般的には四名で、多くは被解放自由人が就任していた）である。[1] ウィクスの公的な役割はまず、国家祭儀であるコンピタリア祭（「四つ辻の祭祀」）の挙行に求められる。これはアウグストゥス時代以降、皇帝礼拝と結びつきをもつようになり、皇帝とウィクス（とりわけ祭儀を主宰するウィクス長）の両者にとって重要な意味をもつようになる。

アウグストゥスが前七年に行った市制改革は、コンピタリア祭の再興という宗教的側面とともに、行政的側面を有していた。[2] この年、高級アエディリスの配下に置かれていた公有奴隷がウィクス長の権限のもとに移され、消防活動という職務が与えられることになる。ウィクス長にトガ・プラエテクスタ（toga praetexta）と先導警吏（lictor）という政務官と同様の標章が認められたことも、カッシウス・ディオはこの行政的機能との関連で説明している。ロットは共和政期からすでに、ウィクスがアエディリスのもとで火災や泥棒の予防監視（watching out for fire and theft）に関わっていたと推測している。[3] ただし、これはアエディリスの職責から推測したものであり、独自の根拠があるわけでない。[4] 現在の史料的状況から考えれば、ウィクスが消防活動に関わるようになったのは、前七年以降と考えるほうが無難であろう。

ただし、ウィクス組織が担った都市行政における役割は、消防活動だけではない。フロンティヌスによれば、高級アエディリスは各ウィクスから二名の水道管理の要員を選んでいた（Fron. Aq., 97）。また、カエサルの時代にウィクスは穀物配給を行うための財産査定（recensus）の基礎単位として利用され、アウグストゥスもこれを踏襲する（Suet. Iul., 41, 3; Aug., 40, 2）。

前七年における市制改革のもう一つの重要な側面は、アエディリス、護民官、プラエトルが、レギオの監督者という立場に置かれたことである。[5] このレギオ体制は修正を加えられつつも、帝政後期まで存続するローマ市制の基礎となる。これらの政務官が果たした役割として史料的に確認されるのは、ウィクスがラレス・アウグスティ（Lares Augusti）の祭壇を建立・修復する際に、認可（permissu）や命令（iussu）を与えていたこと（CIL. VI, 449-453）、そして「籤引きにより当該レギオが割り当てられたプラエトル」（CIL. VI, 826）が祭祀を行ったことだけである。ゆえに政務官の権限は宗教的分野に限られた、名誉的なものであったとされる。しかし、デ・ロベルティス（F. M. de Robertis）は、政務官の役割が宗教面に限られているのは史料的制約によるもの（日常的な職務は碑文史料に記されることが少ないため）であり、彼らが実際にはより広範な役割をもっていたと推測している。[6]

後六年の消防隊の創設は、ウィクス長による消防活動という体制に、どのような影響を与えたのであろうか。サブレイロールは、消防隊とウィクスが一定期間、並存状況にあり、あるいはウィクス長が一時的、消防隊を指揮していた可能性を指摘している。その根拠とす

るのは、ウィクス長たちが建てたある碑文（CIL. VI, 282）に現れる、invigul(antes) pro vicin(ia) という語である。

この碑文は、異なる年に刻まれた二つの部分から成っている。第一の部分は、ウィクスの第一一年（後四～五年）に、この碑がヘルクレス神に献呈され、アテノドルスの解放奴隷であるアウルス・マルキウス・ヒラルスとベッロ（A. Marcii Athenodor(i) lib(erti) Hilarus et Bello）と、N・ヌメリウス・ルキウス・ヘルメロス・アエクイタス（N. L(ucius) Hermeros Aequitas）という三名のウィクス長が、自らのウィクスに金と銀の秤（pondera auraria et argentaria）を設置し、それを維持した（idem tuentur）ことを記している。第一九年（後一二～一三年）に追加された第二の部分は、invigul(antes) pro vicin(ia) がウィクス長とともに（una cum magistr(is)）とともに、何らかの寄与を行った（contulerunt）ことを記している。

従来、この invigul(antes) pro vicin(ia) という語は、第一一年のウィクス長たちにかかる現在分詞として「ウィクスのための監視（watching out for his neighborhood）」とされ、具体的には秤の保守管理をしている第一一年のウィクス長を意味すると解釈されてきた。[7] しかし、サブレイロールはパンチエラ（S. Panciera）の見解を支持して、[8] これを名詞化した現在分詞（「ウィクスのための巡察者」）と解し、初期形態の消防隊を指すとの説を提示している。[9] 前章で挙げたとおり、カッシウス・ディオによれば、アウグストゥスは消防隊をすぐに解散するつもりであったという。この記述を考えると、消防隊が一挙に創設されたわけではなく、このような中間形態を経て徐々に形成されたという可能性は高いように思われる。さらに、前章で記したように、消防隊の指揮官（大隊長や百人隊長）がティベリウス帝期に新たに置かれた役職であるとの推測が正しければ、初期消防隊を指揮する権限がウィクス長に任されたことも考えられよう。

消防隊が部隊編成された後も、ウィクスは消防活動と何らかの関わりを有していたことは、ユリウス・クラウディウス朝期を通してなお確認される。

ウィクスが火災と関連する女神マテル・スタタ（鎮火の母神）の信仰を行っていた事例から、ウィクスと消防活動の関連が推測されることは、つとに指摘されている（CIL. VI, 763; 764; 766; 802）。管見の限り、この女神に対する奉献は後四四年にも確認される。ブライケンはこの信仰が消防隊創設後も行われたことに留意し、消防隊とウィクスの関連を指摘している。[10] ロットはさらに進めて、この奉献碑は火災を止めたウィクス長が自らの功績を誇って建てたものである、と解釈している。[11]

ウィクスが消防活動に関わった明らかな事例は、クラウディウス帝期にみられる。アエミリアヌス地区を襲った大火災において、兵士（milites）と奴隷集団（familiae）では消火活動の人員が足りないため、皇帝は「政務官を通じてあらゆるウィクスから平民を集めた」（Suet. Cl., 18, 1）という。この事例は、クラウディウス帝期には、ウィクス組織が消火活動のために平民を動員する単位として利用されたことを示している。ここで言及されている政務官（magistratus）は、レギオ担当の政務官（プラエトル、アエディリス、護民官）を指すのであろ

う。しかし、「すべてのウィクス」から平民が召集され、そして彼らが消火活動を行う状況を想像するならば、そこにウィクス長たちの役割が想定される。[12] すなわち、レギオ担当の政務官はウィクス長に命令を伝達し、ウィクス長はかつて公有奴隷（と初期消防隊？）を指揮していたように、ウィクス構成員を指揮していたのではないだろうか。

ローマ市制はハドリアヌス帝期に若干の変更をみる。そのことを伝えるのは、一三六年の碑文（CIL. VI, 975）である。そこでは「都市の一四レギオのウィクス長たち（magistri vicorum urbis [re]gionum XIIII）」が献呈を行った際、彼らウィクス長とともに、レギオごとに被解放自由人の監督官（cur(ator)）と布告吏（denuntiat(or)）が挙げられている。

まず注目される変更点は、レギオ監督官という新たな職名が現れ、そこに被解放自由人が就任したことである。[13] もう一つの変更点は、ウィクスに対する監督権限を消防隊長官が果たすようになったことである。繰り返し述べるように、アウグストゥス時代に作られた体制において、レギオを監督したのは籤引きで担当を配分した政務官（プラエトル、アエディリス、護民官）であり、ウィクスが祭壇など建築物を修復する場合に許可を与えたのも彼らであった。しかし、一〇九年を最後に政務官がウィクスの修復許可を与える事例は現れず、政務官に代わってウィクスに許可を与えているのは消防隊長官である。一四九年の碑文（AE. 1971, 33）は断片的であるが、ウィクスに対する皇帝の許可が、消防隊長官を通して与えられたことを示唆している（permittente [Imp(eratore)] … [per … Con]cordem praef(ectum) vigil(um)）。そして、二〇五年と二二三年にウィクスに許可を与えているのは、明らかに消防隊長官であった（AE. 1946, 189; CIL. VI, 30960）。

この変化は皇帝と元老院との関係から論じられ、皇帝がそれまで元老院が有していたローマ市監督の権限を掌握した点が重視され、消防隊長官は皇帝の代理人であったと指摘されるにすぎない。[14] だが、注目したいのは、レギオ監督に関わる皇帝の代理人を消防隊長官が務めた理由である。[15] この変更の背景としてまず考えられるのは、消防隊長官は司法官僚としての側面をもち、その権限は住宅や水利におよんでいたので、その権限を通じてウィクスを監督したということである。しかし同時に、消防活動における関わりが、消防隊長官とウィクスを結びつけていた可能性も考えられるのではないだろうか。同じく三世紀初頭、二〇四年の世紀祭の開催に伴って、セプティミウス・セウェルス帝とカラカッラ帝は、祭祀実施十五人委員に対する書簡において、「都市の地所持ちのローマ市民と賃借人（Quiriti[es d]ominos urbano[s et …… eos quoq]ue qui mercede habitant）に対し、この祭の夜、巡回する我々の兵士とともにレギオの保護を慎重に遂行することを我々は勧告する」との指示を出した（CIL. VI, 32327）。サブレイロールが指摘するとおり、「巡回する我々の兵士（militibus nostris circumeuntibus）」は消防隊を指すと思われる。この消防隊と共同で夜警を担当する都市住民（「地所もちのローマ市民」と「賃借人」）が、ローマ住民一般を指す可能性は排除できないものの、消防隊とウィクスの関係を踏まえるならば、住民たちはウィクスを単位として動員されたのではないだろうか。

四世紀に作成された『ローマ市区総覧』には、各レギオあたり二名の監督官と四八名のウィクス長が挙げられている。ウィクスの数は各レギオによって異なるのに対し、ウィクス長の員数は各レギオで画一的になっている。このことから、ウィクス長はかつてのようなウィクスの代表者ではなく、下級官吏の名称として用いられるようになったと考えられる。[16] コンスタンティノープルで、各レギオ五名のウィクス長はレギオ監督官の下僚として、夜警業務を行っていた（quibus per noctem tuendae urbis cura mandata est）。[17] シャスタニョールにしたがって、ローマとコンスタンティノープルの類似性を想定するならば、ローマ市のウィクス長も同様に、夜警任務を担当したと考えるのは不可能ではない。

ウィクスはレギオの下部単位として、消防隊長官やレギオ監督官のもとで、消防活動に関わりつづけた。このような結論から、ウィクス長の社会的地位について、どのような新たな見通しが得られるであろうか。

本稿では紹介することができなかったが、しばしば依拠したロットは、ウィクス長をごくローカルな場におけるエリートとして評価している。各ウィクスは均質的な行政単位ではなく、それぞれに特有の文化や特定の利害と社会関係が交錯する場であり、そこにおいてウィクス長は競争的な政治文化を実践し、ウィクス住民のなかで声望を得ていた。

それでは、都市ローマの社会全体では、ウィクス長の地位はどのように評価されるであろうか。つとに毛利晶氏は、ウィクス長は地方都市における皇帝礼拝委員とは異なり、皇帝礼拝委員のような都市全体に関わる財政的寄与は行っていなかったが、しかしウィクス長に対して「幾許かの声望が寄せられ」、ウィクス長の側でも「意識の上で一つの均質な集団を作り上げた可能性」を指摘しておられる。[18]

このようなウィクス長の社会的地位を暗示するのは、たとえば、ティベリス帝が「ウェスタ巫女、すべての兵士、ローマ平民諸個人」と、「さらに別個にウィクス長（separatim vicorum magistris）」（Suet. Tib., 76）に対して遺贈したという事例である。[19] 単純に同一視できないものの、地方都市における金銭分配が社会的ヒエラルキーの表象の手段であったとする見解を踏まえるならば、[20] 遺贈においてウィクス長をローマ平民一般と区別することは、ウィクス長の社会的地位を示す効果があったと考えられる。また、本稿でも触れたハドリアヌス帝への祭壇献呈における、レギオごとのウィクス長を列挙した名簿は、ウィクス長にローマ市制における公式な地位が与えられていることを暗示している。

ウィクス長はウィクスというミクロな枠組みにおいては決して軽視できない財政的役割（祭壇の建立など）を果たしていた。たとえば、本稿で紹介したN・ヌメリウス・ルキウス・ヘルメロス・アエクイタスは、一期目のウィクス長のときには、ヌメリウスの解放奴隷であるN・ルキウス・ヘルメロス（N. Lucius N. l. Hermeros）と呼ばれていた（CIL. VI, 283）。彼が二期目のウィクス長のときにAequitas（公正）という「添え名」がつけられている。これは秤の贈与という功績に対して獲得したものであろう。[21] このような、ウィクスというローカルな

場におけるウィクス長の役割を軽視することはできない。

しかしながら、財政的寄与という観点のみからみれば、都市全体におけるその役割が小さかったことは否めない。このようなウィクス長の役割は、皇帝礼拝委員よりも、むしろ「三つの組合」のような公共的な組合と同じ観点で捉えたほうが、より良く理解されるように思われる。組合構成員も組合に対しては各種の財政的寄与を行っていたが、都市全体に関わる贈与を行うことはなかった。組合構成員が都市社会における地位を獲得したのは、消防活動のような都市全体の利害に関わる公共的活動を通してであった。多様な役割を担ったウィクス長にとって、消防活動だけが社会的地位の淵源であったわけではなく、この活動の重要性だけを強調することはできない。しかし、このような公共的役割から捉えることで、ローマ社会全体におけるウィクス長の社会的地位の特質が評価できるであろう。

注

（1）ウィクスについては、J.-M.Flambard, Collegia Compitalicia: phénomène associatif, cadres territoriaux et cadres civiques dans le monde romain à l'époque républicaine, *Klema* 6, 1981, pp. 143-166. 砂田徹「ローマ共和政末期の「街区」―都市ローマにおけるウィークスの実態―」『権力・知・日常―ヨーロッパ史の現場へ』（長谷川博隆編）名古屋大学出版会、一九九一年、二九～五六頁。毛利晶「碑文史料から見たローマのウィーコマギステル」『史学雑誌』九九-八、一九九〇年、四二～五四頁。同「所謂「アウグストゥスによるラレス祭儀の改革」とローマのウィーコマギステル」『史学雑誌』一〇〇-三、一九九一年、一～三五頁。同「紀元前六四年の元老院決議とコンピターリアの担い手たち」。

（2）毛利「アウグストゥスによるラレス祭儀の改革」、一九～二二頁。

（3）Lott, *op. cit.*, p. 44.

（4）前一九八年に「ローマでは夜警隊がウィクスごとに（per vicos）配置され、下級政務官はこれを巡察するように命じられた」（Liv. XXXII, 26, 17）というリウィウスの記述があるが、ここから議論を進めることは難しい。

（5）ロット（*op. cit.*, p. 66）は、プラエトルと護民官がレギオの監督者に選ばれた理由として、前三六年にアエディリスの候補者が現れず、プラエトルと護民官がその任務を代行していたことを挙げる。

（6）F. M. de Robertis, La *cura regionum urbis* nel periodo imperiale, *Athenaeum* 13, 1935, pp. 174-177.

（7）Lott, *op. cit.*, p. 164. cf. CIL. VI, 282.

（8）S. Panciera, Invigulantes pro vicinia, in L. Gasperini (ed), *Scritti storico-epigrafici in memoria di M. Zambelli*, Macerata 1978, pp. 315-320（筆者未見）. cf. AE. 1978, 13.

（9）Sablayrolles, *op. cit.*, p. 32.

（10）J. Bleicken, «vici magister», in *RE* VIII a 2, 1958, col. 2482.

（11）Lott, *op. cit.*, p. 168.

（12）ウィクスとの関連は明らかではないものの、ティベリウス帝期とコンモドゥス帝期にも「民衆」や「一般市民」が消火活動に加わっていた事例がある（Suet. Tib., 50, 3; Cass. Dio, LXXIII, 24, 2）。

（13）その後のレギオ監督官の変化については、de Robertis, op. cit., pp. 182-186; A. Chastagnol, *La préfecture urbaine à Rome sous le Bas-Empire*, Paris 1960, pp. 256-258. ただし、両者は『ローマ皇帝群像』（SHA, v. Severi Alex. 33）がセウェルス・アレクサンデル帝の事績として伝える、首都監督官（curatores urbis）の設置年代に関する点で見解が異なっている。cf. A. Chastagnol, Notes chronologiques sur l'Histoire Auguste et le latercule de Polemius Silvius, *Historia* 4, 1955, pp. 184-188.

(14) de Robertis, op. cit., 178 (n. 7); Sablayrolles, *op. cit.*, pp. 122-124.

(15) R. E. A. Palmer, The *excusatio magisteri* and the Administration of Rome under Commodus (prima parte), *Athenaeum* 62, 1974, pp. 268-288; id., The *excusatio magisteri* and the Administration of Rome under Commodus (contin. e fine), *Athenaeum* 63, 1975, pp. 57-87 は、コンモドゥス帝期のウィクス長の退職に関わる断片的な碑文の再構成を行っている。その所論にしたがえば、消防隊長官はウィクス長の退職に関する許可にまで及ぶ権限を有していたことになる。

(16) Chastagnol, *op. cit.*, pp. 256-258. cf. A. H. M. Jones, *The Later Roman Empire 284-602: A Social Economic and Administrative Survey*, Oxford 1973, p. 694.

(17) 小田謙爾「コンスタンティノープル市総督の市内統治に関する諸権限――テオドシウス法典を中心に――」『史観』一一九、一九八八年、五九～六〇頁。

(18) 毛利「碑文史料から見たローマのウィーコマギステル」、五一～五二頁。

(19) 同上、五四頁（註一九）は、この遺贈で言及されるウィクス長が、現職の人物だけでなく、歴任者も含まれていた可能性を指摘しておられる。

(20) S. Mrozek, Les bénéficiaires des distributions privées d'argent et de nourriture dans les villes italiennes à l'époque du Haut-Empire, *Epigraphica* 34, 1972, pp. 30-54.

(21) Lott, *op. cit.*, p. 164.

むすびにかえて

本稿では都市ローマの消防活動を担っていた二つの組織、消防隊とウィクスについて概観してきた。

まず、消防隊は後六年の火災に対応するための臨時部隊として創設された。これは当初は被解放自由人から構成され、後二世紀中葉以降には出生自由人が増加していく。ユニウス・ラテン人という法的に劣格の地位に置かれた人々と、イタリアの地方都市や属州諸都市という地理的に「周縁」に置かれた人々は、職務として消防活動に関わることで、ローマ市民権を付与され、あるいは都市ローマの住民とともに公的な穀物配給を受け、それによって自らの地位を高めることができた。次に、都市ローマの伝統的な地縁的組織であるウィクス、とりわけそのウィクス長は、都市の消防活動の一端を担うことで、都市全体における公式な地位を獲得していたのである。

ところで、旧稿で明らかにしたように、帝国西半部の地方都市には二世紀初頭までに消防団として機能する組合（fabri と centonarii）が普及していた。それに対して、ローマ市において組合による消防活動が明らかに認められるのは、組合構成員（collegiati）と呼ばれる消防要員が現れる、後四世紀後半以降のことである。(1)

ローマ市の消防要員についての明確な規定は、史料上みられない。これに対して、コンスタンティノープルの消防要員は「さまざまな組合構成員から指名された（qui e diversis corporibus ordinati）」ことが知られている。具体的には、各組合（corpus）から一定の人数が消防要員として選抜され、その消防要員が死亡した場合、後任は同じ組合から指名されたことになっていた。総員は五六〇名（五六三名）に制限されたが、消防要員に指名されると免除特権が得られるため、パトロネジを利用してその地位を望む者もいたようである。(2) ワルティン

(J.-P. Waltzing) はローマでもコンスタンティノープルと同様に同職組合の構成員が消防要員として指名されたと推測する。[3] また、組合組織に基づく消防要員制度は、消防隊の廃止に伴って導入された、新たな制度とされる。[4]

地方都市において消防活動を行った組合（fabri tignuarii と centonarii）は都市ローマにも古くから存在し、同じようにオスティアでも消防隊の分遣隊と fabri tignuarii が併存していた。このような状況下で、組合がどのような役割を果たしていたのか、それが組合構成員による消防要員制度といかに関連づけられるのかは、今後の課題としたい。[5]

注

（1）ローマ市の消防要員について伝えているのは、首都長官を務めたシュンマクスである。彼は三八四年の『報告書（relationes）』(14, 3) において、「永遠の都の構成員（membra aeternae urbis）」である組合構成員（corporatores negotiatores）の役割の一つとして、「思いがけない火災を鎮める者（per alios fortuita arcentur incendia）」に触れている。

（2）小田謙爾「四―六世紀のコンスタンティノープルにおける同職組合と国家――消防要員と埋葬人をめぐって――」『西洋史学』一八〇、一九九五年、一～一七頁。小田氏は、組合が消防要員の輩出母体となった理由について、「都市共同体の自律性をもたなかった「寄せ集め」の住民から出来上がったコンスタンティノープルの社会独自の性格によるものであろう」との推測をしておられる（一五頁）。

（3）J.-P. Waltzing, *Étude historique sur les corporations professionnelles chez les romains*, II, Louvain 1896, pp. 128-129. シャスタニョール (*op. cit.*, pp. 258-262) もこれにしたがい、地方都市において消防活動を担った組合（「三つの組合」）と同じ体制が、消防隊の廃止に伴い、首都にも導入されたと考えている。cf. Sablayrolles, *op. cit.*, pp. 61-64.

（4）消防隊の存在を最後に確証する確実な史料は、三六二年の碑文 (CIL. VI, 3744) である。この碑文は、消防隊が女神マトロナに対して、祝祭行進を行ったことを記録しており、組織の存在を窺うことができる。三八六年の碑文 (CIL. XIV, 231) も消防隊員に言及するが、サブレイロール (*op. cit.*, pp. 60-61) は懐疑的である。いずれにせよ、消防隊が廃止されたのは四世紀後半のことである。ローマ市における消防要員としての組合構成員を伝える最初の言及は、三八四年にみられる。このような史料状況から、消防要員としての組合構成員は消防隊に代わって新たに導入された制度であるとされる。

（5）消防隊が廃止されたあと、（シャスタニョールの表現にしたがえば、「一種の都市評議会（une sorte de conseil municipal）」を形成した (*op. cit.*, p. 257)）首都長官とレギオ監督官のもとで、ウィクス長と組合構成員が都市の治安維持を担うようになる。cf. Jones, *op. cit.*, p. 693.